

第一種衛生管理者受験準備講習及び模擬試験

1. 講習内容

労働者を常時 50 人以上使用している事業場は、労働者数に応じた人数の衛生管理者を選任することが労働安全衛生法により定められています。

毎年、九州安全衛生技術センターが実施する国家試験の出張特別試験は、令和3年8月7日(土)と11月23日(火)にJA・AZMホールで実施が予定されています。

本講習は、第一種衛生管理者免許取得のために受験科目のポイントを押さえた講習です。

なお、試験本番の緊張感を体験すると共に受験科目の理解度を自己診断することを目的に、本番さながらの「模擬試験」を行ないますので、是非挑戦してみてください。

2. 講習日程・会場・申込先及び振込先

※申込先は

令和3年1月より全て 宮崎本部になりました。ご注意ください。

宮崎労働基準協会

〒880-0024 宮崎市祇園 3-1 矢野産業祇園ビル

TEL 0985-25-1853 FAX 0985-28-9080

振込は各支部の口座をお願いします。

(1) 受験準備講習

開催地区	日程	会場		駐車場	定員
宮崎	令和3年 6/21(月)~23(水)	学科	宮崎県トラック協会総合研修会館 (宮崎市恒久 1-7-21)	有	70名
	振込先	宮崎支部	宮崎銀行 橘通支店 (普通)1233136 (名義人)宮崎労働基準協会宮崎支部長		

※日程は都合により変更する場合があります。遅刻者は理由を問わず受講できません。

※詳細はカリキュラムでご確認ください。

(2) 模擬試験

開催地区	日程	会場		駐車場	定員
宮崎	令和3年 7/15(木)	学科	宮崎県トラック協会総合研修会館 (宮崎市恒久 1-7-21)	有	70名
	振込先	宮崎支部	宮崎銀行 橘通支店 (普通)1233136 (名義人)宮崎労働基準協会宮崎支部長		

※日程は都合により変更する場合があります。遅刻者は理由を問わず受講できません。
※詳細はカリキュラムでご確認ください。

3. 講習費用

(注)申込み後の受講料は、払い戻しできませんのでご了承ください。

≪ 受験準備講習受講料 (税・テキスト代込) ≫ ※試験問題集(第一種)は 2,420 円で販売いたします。

(1)3日間コース 会員 18,260 円 一般 21,340 円

≪ 模擬試験受講料 (税込) ≫

(1)模擬試験のみ 会員 7,700 円 一般 9,900 円

(2)受験準備講習とセット 会員 4,400 円 一般 5,500 円

4. 申込方法

(注)申込みは開催日の1カ月前(土日祝日の場合はその翌日となります)から受け付けます。また、申込みの締切りは、開催日の2営業日まで(郵送の場合は必着)ですが、定員になり次第終了となることもありますので、ご了承ください。

(1)窓口で申し込みの場合

申込書に必要事項を記入のうえ、受講料とテキスト代を添えて宮崎本部へお申し込みください。

(2)郵送又はFAXで申し込みの場合

申込書に必要事項を記入及び裏面に本人確認書類等を貼付のうえ、宮崎本部へ郵送又はFAXで送信してください。受講料とテキスト代を開催日の5日前までに開催地区の口座にお振り込みください。(現金書留による送金でも差し支えありません。)

5. 講習科目

(1)労働基準法

(2)労働衛生

(3)労働整理

(4)労働安全衛生法(1)

(5)労働安全衛生法(2)

- (6)じん肺法
- (7)作業環境測定法

6. その他

- (1) 申込書は、当協会の各支部に備えてあります。
当協会のホームページからもダウンロード(印刷)できますので、ご利用ください。
- (2) お振込みの方につきましては、受講当日に「テキスト」をお渡しします。
事前にテキストご希望の方につきましては、着払いにてご郵送いたしますので、ご連絡いただきますようお願い申し上げます。

宛名用紙(ご利用ください)

この部分を切り取り封筒の表に貼ってください

切り取り線

8	8	0	0	0	2	4
---	---	---	---	---	---	---

宮崎市祇園3-1 矢野産業祇園ビル
宮崎労働基準協会 行

切り取り線

①希望講習名(第1種衛生管理者受験準備講習)
(第1種衛生管理者模擬試験)

②受講日(年 月 日~)
(年 月 日~)

申込書在中

<別 紙>

第一種・第二種衛生管理者免許について

1 衛生管理者の種類

労働者を常時50人以上使用する事業場においては、その規模(下段の「別表」)ごとに都道府県労働局長の免許を受けた者等のうちから衛生管理者を選任することが労働安全衛生法で定められています。衛生管理者は、業種により第一種衛生管理者又は第二種衛生管理者に区分されています。

(1) 第一種衛生管理者の業種

農林畜水産業、鉱業、建設業、製造業(物の加工業を含む。)、電気業、ガス業、水道業、熱供給業、運送業、自動車整備業、機械修理業、医療業及び清掃業

(2) 上記以外の業種は、第一種衛生管理者又は第二種衛生管理者の免許を有する者から選任することになっています。

2 試験科目

第一種衛生管理者及び第二種衛生管理者の試験は、次の科目で実施されますが、第二種衛生管理者においては有害業務に係る項目が除かれています。

(1) 労働衛生 (2) 労働生理 (3) 関係法令

3 「労働衛生の実務」とは、次のような業務が「実務に従事しているもの」とみなされます。

- (1) 健康診断実施に必要な事項又は結果の処理の業務
- (2) 作業環境の測定等作業環境の衛生上の調査の業務
- (3) 作業条件、施設等の衛生上の改善の業務
- (4) 労働衛生保護具、救急用具等の点検及び整備の業務
- (5) 労働衛生統計の作成に関する業務
- (6) 衛生教育の企画、実施等に関する業務
- (7) 看護師又は準看護師の業務
- (8) 労働衛生関係の作業主任者としての業務
- (9) 自衛隊の衛生担当者、衛生隊員の業務
- (10) 保健所職員の業務のうち、試験、研究に従事している者等の業務

(別 表)

事業場の規模(常時使用する労働者数)	衛生管理者の数
50人以上200人以下	1 人
200人を超え500人以下	2 人
500人を超え1,000人以下	3 人
1,000人を超え2,000人以下	4 人
2,000人を超え3,000人以下	5 人
3,000人を超える場合	6 人